

平成30年4月18日、いよいよ避難者訴訟第3陣の第1回口頭弁論が実施されました。昨年9月の提訴から半年。長かったですね。弁護団も感慨深いものがあります。

1 本日の裁判の役割

民事裁判の第1回は、まず、原告、被告双方がそれぞれの言い分を言い合う機会です。原告は、「訴状」、被告は、「答弁書」というペーパーを出しますのでその書面の提出をもって言い分を言い合ったということになります。通常であればものの1分で終わります。そこから言い分の食い違いを確認し、原告が被告の「答弁書」に対して反論することを約束して終るのが通常です。

私たちの裁判も、第1回であることには違いがありませんので、もちろんこういう話がありました。

ただ違うのは、この裁判は、史上最悪の公害事件の被害者が集団で訴え出ている大事件だということ！だから通常の事件とは違うのです。その重みを裁判官に理解してもらうために、「意見陳述」というのを行いました。原告一名、弁護士二名が、それぞれ私たちの言い分を口頭で裁判所に説明しました。

とくに、今回の裁判所は、裁判官三名体制ですが（名島亨卓、葛西功洋、西沢諒）、名島裁判長と西沢裁判官はこの4月に転勤でいわきの裁判所に来たばかりの人で、本件のことをよくご存じありません。加えて、3月22日には先行の避難者訴訟第1陣の判決が、決して良い判決ではありませんでしたから、「あれと同じでは困りますよ」というアピールをする必要があります。この意味でも、私たちとしては、意見陳述をしっかり行う必要があると考えて、今日の法廷に臨みました。

2 意見陳述の状況

原告で意見陳述したのは、3陣原告の共同代表の一人を務めていただいているHさんです。

- (1) 町の職員として、また先祖代々から受け継いだ富岡町の共同体の一員として、心血注いで、地域作りのために奮闘してきた人生、原発事故のあと家族と連絡が9日間も取れない状況の中、町民の避難のために奮闘されて町と町民のために奮闘されたエピソードを語られながら、現在もとの集落の人たちがほとんど戻ることがなく、ふるさとが壊滅した状況であることを語り、最後に、「絶対に許すことはできません。」と結びました。

Hさんの話は、胸に迫るものでした。こういう話は数限りなく聞いてきた弁護団ですが、いまだに、当事者の受けた被害を突きつけられると、胸が締め付けられる思いでいっぱいになるのです。

こういう生の話をもっともっと聞きたいと改めて思いました。また原告のみなさん同士も、こういう機会があったほうがいいのではないかと思いました。

- (2) 弁護士の最初は、三陣弁護団共同代表の一人、野本夏生弁護士が意見陳述を行いました。野本弁護士は、主に、東電には、何度も、津波や地震に対する対策を取ることができた機会があったこと、にもかかわらず、そういったことをせず、史上最悪の原発事故を起こしてしまったこと、を語りました。そして、「私たちの裁判の目的は、東電の加害者責任の断罪、被害者の人権回復、原発公害の根絶、の3つにある。」と高らかに宣言しました。

野本弁護士の陳述は、3月22日の判決について、東電の責任をあいまいにしてしまうものになっていたことを見過ごせないとしつつ、私たちが何のためにこの裁判を行っているかを明らかにするものであったと思います。

- (3) 弁護士の二人目は、やはり三陣弁護団共同代表の一人である、菊地修弁護士の意見陳述でした。菊地弁護士は、主に、「ふるさと喪失慰謝料」を請求しているこの裁判での「ふるさと喪失」とはどのようなことを言うのかということをも明らかにするものでした。そして、地域生活利益、居住生活利益などコミュニティが果たしていた生活基盤をすべて失った原告の被害を率直に認め、それにふさわしい賠償の判断を行うべきと述べました。ここでも、3月22日の判決が、著しく低い賠償額しか認めなかったことに対する批判を行ったわけです。

菊地弁護士の意見陳述は、裁判長をまっすぐ見つめながら行うもので、さすがの迫力がありました。

野本弁護士も、菊地弁護士も、避難者訴訟で意見陳述されるのは初めてのことでしたが、とてもそうは思えない迫力ある意見陳述で、私たち従来からいる弁護団にとっては新鮮でかつ重厚なもので、新しい力を大いに感じることができました。

3 ところで東電は何と言っているのか

ところで、東電は、答弁書というペーパーを通じ、今日いかなる言い分を提出したかということですが、ざっくり言いますと。

- ・まあ、事故の経過は、原告のいうとおりですね、おおざっぱに言えば。
- ・原賠法という法律で、東電は過失があろうとなかろうと責任を負うことになっているから、東電に責任があるかどうかはどうでもよくて、この点については裁判で審理する

必要はないよね。

・賠償については、「中間指針」を国が定めていて、それに基づいて私たちは賠償しているからこれ以上の賠償の必要性は基本的でないよね。

・ふるさと喪失という被害は、認められないね。

ということです。

私たちは、次回以降、これに対して大いに反論していかなければなりません。

・ふるさと喪失という被害は確かに認められる！それはこういうことだ！

・東電に責任はある！そのことを前提にしないと、正しい法律の適用はできない！東電の責任は、より詳しく言うところこういうことだ！

・原告の多くは富岡町出身で、富岡がどういうところで、どんな被害が生まれているかについては、避難者訴訟第1陣、第2陣いずれでもやっていないから、それをこちらでやります。それはこういうことです。

・先行の3月22日判決は間違っているところも多い。それはこういうことだ。

反論の論点は、上記の「こういうこと」を詳しく展開する、ということになります。

4 次回の予定と次回の裁判で行うこと

現在、弁護団では、上記の「こういうこと」の内容を準備中であり、少なくとも2回の裁判期日をとって準備して提出したいと考えています。

今回は、上記「こういうこと」のうち、準備できるものを書面で提出していくことになり、それは次々回までは続くと考えられます。

次回裁判は、6月12日火曜日午後4時、開廷です。

5 原告団のみなさまへのお願い

次回法廷には、第3陣の原告団の皆さんを中心に、お誘いあわせの上、ご参加をよろしく願いいたします。

以 上